

注意事項

- ① **交付決定日より前に購入等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。**
- ② 補助金は申請した方の全てに交付されるものではありません。予算の範囲内で、内容を審査した上で交付決定を行います。
- ③ 申請書類の提出等に当たっては、必ずホームページ等に記載されている当該補助金事業の「交付要領」、「実施要領」、「同意書」をお読み下さい。
- ④ 見積書において本体と安全装置の価格を明示して下さい。
- ⑤ Web登録日から**7日以内**に申請書類をご提出下さい。(7日を超えるとWeb登録は無効になります。)
- ⑥ 売買契約書およびローン契約書において示された契約に基づき、実際に支払われた金額がわかる書類(領収書等)をご提出下さい。
- ⑦ ローン契約(銀行・メーカーの自社ローン等)で、**申請者に所有権がない場合は、申請対象となりません。**
- ⑧ 申請者がリース業者で、かつ、第三者とのリース契約において所有権の移転がリース契約締結後**5年以内**になされる場合には、**補助金の交付を受けることができません**のでご注意下さい。
- ⑨ ローン契約でない場合は、速やかな書類のご提出が、スムーズな審査決定や早期の補助金受け取りにつながります。**提出書類に不備がないことを必ずご確認ください**の上で、お早めの書類提出にご協力下さい。
- ⑩ 補助金は、後払い(精算払い)となります。購入、改修後に補助金請求書類等を提出し、審査を受けた結果、不備がないと確認された後に交付されるものですのでご注意下さい。

各書類送付先・お問合せ先

宛名 建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所 〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

お問合せ先 建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター
電話:03-6275-1085 Fax:03-6275-1089
 9:00~12:00/13:00~16:30(土日祝日を除く)



詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防



建災防本部
ホームページ



安全・安心な現場作業を応援します!



令和5年度

高度安全機械等導入補助金

油圧ショベル、ホイールローダーの安全装置及び積載形トラッククレーン過負荷防止装置の購入、改修経費の補助金

Web登録期間 ▶ **令和5年5月10日(水) ~ 令和6年1月24日(水)まで**

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

(1) 中小企業である者(具体的な基準は以下の通り)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

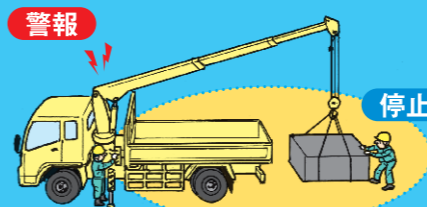
※「資本金の額又は出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のいずれかが該当すれば可。

(2) 建設業許可を取得していること

(3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

対象者

積載形トラッククレーン



(1) 補助金支出基準

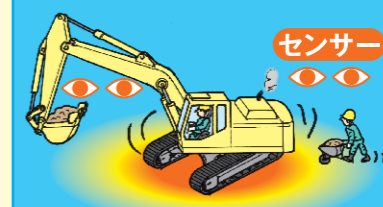
構造規格を上回る追加安全措置基準

(過負荷となった場合に警報を発生、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS 2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合)

(2) 補助金交付額

1機あたりの上限：**1,000,000円**
 (補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2)

油圧ショベル



(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとし定める

① **動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」)**

または

② **複数カメラを有するもの(「監視モニター」)**

(2) 補助金交付額

〈1〉1機あたりの上限：(上記①近接センサーの場合)

1,000,000円(補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2)

〈2〉1機あたりの上限：(上記②監視モニターの場合)

500,000円(補助対象経費「上限1,000,000円」の1/2)

ホイールローダー





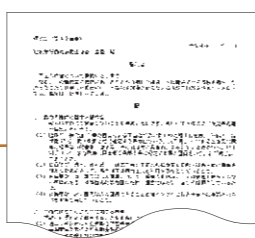


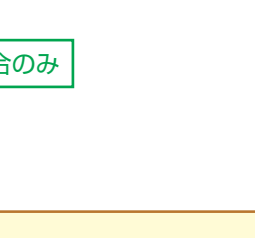
※同一申請者あたりの年度内申請上限：5,000,000円

補助対象機及び補助額概要

Web登録から補助金交付までの流れ



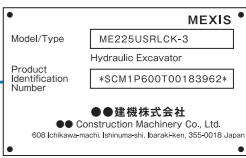
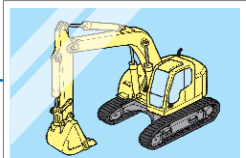

申請書類編 (購入前の申請で必要)

申請書類について (提出書類)

- 令和5年度導入支援補助金交付申請書(様式1)

- 建設業許可書(写)

- 補助対象機械の見積書(写)

- ローン支払い計画書(写)*
(ローン契約を結ぶ場合のみ)
※ローン契約については、裏面の注意事項⑦をご確認下さい
- 誓約書(役員名簿を含む)(様式2)

- 令和4年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)
※所掌「3」のもの

- ⑥に該当する令和4年度の労働保険料概算保険料・確定保険料領収書(写)又は労働保険料口座振替事実を現す書面(写)
(通帳(表紙を含む)(写)等)

- メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書等
※販売店等を通して各メーカーから取得して下さい。
積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ

補助金請求書類編 (購入後の請求で必要)

補助金請求書類について (提出書類)

- 令和5年度導入支援補助金請求書(様式5)

- 売買契約書(写) 及び ローン契約書(写)
(銀行・メーカーの自社ローン等のローン契約を結ぶ場合のみ)

- 納品書(写)・請求書(写)・領収書(又は銀行振込明細書)(写)
※交付決定通知後に購入した機械のみが補助対象の為、交付決定通知後の日付のもののみ有効

- 製造銘板の写真

- 機械全体の写真(安全装置の装着状態がわかるもの)

- 車検証(写)(車検を有する場合のみ)
- メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS2209-2018準拠ステッカー番号の証明書
※販売店等を通して各メーカーから取得すること。
積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ

1 申請可能機種の確認
対象機械一覧は、建災防本部ホームページをご覧ください。

2 見積書の取得 (+ローン支払い計画書※)
見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称」を明記して下さい。

3 Web登録
期間：令和5年5月10日～令和6年1月24日
建災防本部ホームページから登録を行って下さい。

4 登録メールの受け取り
Web登録から24時間以内に自動でメールが送られます。

5 申請書類の提出
Web登録日から7日以内厳守
各書類を郵送で提出して下さい。書類の詳細は建災防本部ホームページをご覧ください。
最終の受付は令和6年1月31日(必着)

審査(約1カ月)
(毎月、月末で締切り)

交付決定
(原則、申請の翌月)

6 交付決定通知の受け取り
書類提出月の翌月に郵送で通知いたします。

7 申請機械の購入
交付決定通知後に購入した機械のみが補助対象です。
ご注意下さい。

8 補助金請求書類の提出
各種書類を郵送で提出して下さい。
書類の詳細は建災防本部ホームページをご覧ください。
最終の受付は令和6年2月20日(必着)

審査(約1カ月)
(毎月、月末で締切り)

振込決定

9 補助金の受け取り
書類の提出の約1ヶ月後に振込と通知をいたします。

※ローン契約は見積書とローン支払い計画書を一緒に提出。

Web登録から7日間以内

※補助金は、支払った金額の1/2(上限有り)となります。